

だれもがあたりまえに暮らせる
まちづくりをめざして

国立市第三次地域保健福祉計画



2006年（平成18年）6月

国 立 市

「人間が大切にされるまち」づくりを目指して

— 国立市第三次地域保健福祉計画策定に当たって —

「国立市第三次地域保健福祉計画」ができました。2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）までの5年間の計画です。

第一次計画は1993年（平成5年）に始まりましたが、この十数年間で社会の構造はすっかり変わりました。バブル崩壊から始まる経済低迷の長期化。国や地方自治体の財政の危機的状況。企業リストラによる大量失業者。貧富の格差拡大等々、それまで成長する経済力に依存した安定社会を想定した社会保障制度は、大きく崩壊することになりました。こうした経済的背景に加え、いっそう深刻なのは高齢化の進展と予想以上の少子化による人口の減少です。現在1億2,000万人の人口が、このままの減少で推移すれば、2,050年には9,000万人を切る可能性があると言われていています。こうした将来の社会構成を意識した社会保障システムを、どう描いたらよいか最大の課題となっています。

その変化に対応すべく、介護保険制度やしょうがいしゃの支援費制度や障害者自立支援法など、福祉の制度の見直しが次々に出されていますが、必ずしも安定的なものにはなりません。

福祉制度の基本的な考え方も「措置」から「契約」へと変わってきました。公がサービスを決めるのではなく、利用者の選択権と自己決定権の保障をするということが新しい福祉のあり方とされたのです。このことは、自分の生き方を決める権利を保障するサポートシステムを整備していくということです。

国立市では、2005年4月に「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」をしました。日本で初めての宣言です。福祉の制度が大きく変化してい

く中で、このまま国立市で生きていけるだろうかという不安から、しょうがいしゃの皆さんから陳情が出されたのでした。国立市で暮らすしょうがいしゃは、すでに30年も前から自分の選んだ地域で、自分らしく生きることを決意し、地域の市民や行政と向き合ってきたのです。その歴史が、国立市を「まちで出会え、差別のないスペシャルのまち」に育て、このことが国立市の誇りにもなっていました。改めて「宣言」することにより、国立のまちづくりの基本理念になりました。

「宣言」を踏まえ、2006年度から10年間の国立市の長期計画である「国立市第4期基本構想」にも将来像を実現するために、次のように描かれています。『しょうがいしゃにとっても、高齢者にとっても、やさしさのあるまち・しょうがいしゃや高齢者の視点や考えを共有しながら、その人がその人らしく暮らし、地域の人びともともに生きる社会を築きます。』

以上のような、基本理念を実現するために、今回の「第三次地域保健福祉計画」策定に当たっては、これまで以上に市民自身が計画を主体的に作るということを試みることにしました。第二次計画時には、市民の4つのワーキンググループが大変精力的に議論を重ね、「第二次地域保健福祉計画の進捗評価に関するワーキンググループの提言書」を審議委員にプレゼンテーションをした上で提出するという画期的な活動をしました。そして、今回の第三次計画は、市民、サービス提供者、当事者を中心とした審議委員で、特にしょうがいしゃは身体・知的・精神の三しょうがいの当事者それぞれが委員になることとしました。国立市では初めての試みでした。意思疎通を図りながら、それぞれの立場を理解し認め合う作業は、なかなか大変なことです。しかし、まずは同じテーブルに着き、出会いがあったということが理解の第一歩です。議論をするために試行錯誤が続きましたが、互いの人間尊重の市民社会を、市民がともに築き上げる素晴らしい初めての計画書になりました。

くにたちしだいさんじちいきほけんふくしけいかく さくてい はじ ころ せいりよくてき
「国立市第三次地域保健福祉計画」の策定にあたり、初めての試みに精力的
さんか しんぎ しんぎいいん みなさま しんぎ すす
に参加ご審議いただきました審議委員の皆様、そして審議がスムーズに進むよ
う、いっしょ さんか みなさま ころ けいひ ひょう かんしゃ もう あ
う、一緒に参加したサポーターの皆様に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

くにたちしだいさんじちいきほけんふくしけいかく みなさま ちやくじつ しっこう
この「国立市第三次地域保健福祉計画」を皆様とともに着実に執行しながら、
しん い み しんぎ にんげん たいせつ つく あ おも
真の意味で「人間が大切にされるまち」を作り上げていきたいと思ひます。

ねん へいせい ねん がつ
2006年（平成18年）6月

くに たち し ちょう
国 立 市 長
うえ はら ひろ こ
上 原 公 子

このまちがすき

(詩 きたじま たかこ)
北島 多佳子

1. このまちが好き

はる
春になると ピンクになるまち
花びら^ま舞い^ち散る^{なか}中を 歩く^{ある}のが好き^す
いつも^{とお}通る
えき^{えき}駅まで^{つづ}続く なが^{なが}長い^{みち}道

2. このまちが好き

なつ
夏になると みどりになるまち
なにげ^{なにげ}なく一人^{ひとり}木陰^{こかげ}で 休む^{やす}のが好き^す
いろんな^{ひと}人に
きょう^{きょう}今日も^で出^あ会^あえる 並^な木^み道^{みち}

3. このまちが好き

あき
秋になると 黄色^{きいろ}になるまち
カサカサ^{おと}音を^た立てて 歩く^{ある}のが好き^す
は^は晴れた^{あさ}朝^{あさ}には
たき^び火^{けむり}の煙^{にお} 匂^{みち}う^{みち}道

4. このまちが好き

ふゆ
冬になると 茶色^{ちやいろ}になるまち
ほどうきょう^{ほどうきょう}歩道橋^みから見える 白^{しろ}い^{えき}駅^すが好き
あたたかい^ひ日に
さんぽ^{さんぽ}散歩^{だいがくどお}したくなる^{だいがくどお}大学^{だいがくどお}通り

※この歌は、国立^{うた}市民^{くにたちしみん}が作詞^{さくし}した国立^{くにたち}の四季^{しき}を歌^{うた}った歌^{うた}です。

この国立^{くにたち}のまちが好き^すで、ずっとこの素敵^{すてき}なまちで暮^くらしていきたい
との市民^{しみん}の想^{おも}いが込^こめられている歌^{うた}ですので、掲載^{けいさい}いたしました。

目 次

ページ

- 第1章 計画の概要 1
 - 1. 目 標 1
 - 2. 背 景 2
 - 3. 基本理念 3
 - 4. 骨 子 3
 - 5. 方 向 4
 - 6. 性 格 5
 - 7. 期 間 6
 - 8. 推進体制 7
 - 9. 構 成 8
 - 10. わかりやすい計画版の作成 8
 - 11. 施策体系図 9
- 第2章 共通する課題 10
 - 1. 目 標 10
 - 2. 現状と課題 10
 - 3. 施策の方向 11
 - 4. 施策一覧 12
 - 5. 施策体系図 14
 - 6. 個別施策 15
- 第3章 高齢者保健福祉計画 19
 - 1. 目 標 19
 - 2. 現状と課題 19
 - 3. 施策の方向 20
 - 4. 地域支援の体系的な推進 25
 - 5. 高齢者ワーキンググループからの提言 25
 - 6. 施策一覧 26

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 7. 介護保険の着実な推進 | 28 |
| 8. 施策体系図 | 32 |
| 9. 個別施策 | 33 |
| 第4章 しょうがいしゃ福祉計画 | 45 |
| 1. 目 標 | 45 |
| 2. 現状と課題 | 45 |
| 3. しょうがいしゃ福祉計画策定に当たっての視点 | 46 |
| 4. 施策の方向 | 47 |
| 5. 施策の内容 | 48 |
| 6. 施策一覧 | 53 |
| 7. 施策体系図 | 56 |
| 8. 個別施策 | 57 |
| 第5章 地域福祉計画 | 69 |
| 1. 目 標 | 69 |
| 2. 現状と課題 | 69 |
| 3. 施策の方向 | 69 |
| 4. 施策一覧 | 71 |
| 5. 施策体系図 | 73 |
| 6. 個別施策 | 74 |
| 資 料 | 78 |
| (1) 諮問書 | 79 |
| (2) 国立市地域保健福祉計画策定委員会条例 | 80 |
| (3) 国立市地域保健福祉計画策定委員会委員名簿 | 81 |
| (4) 地域保健福祉計画策定委員会審議経過 | 82 |
| (5) 高齢者ワーキンググループからの提言書 | 83 |
| (6) 居宅介助制度検討ワーキンググループからの提言書 | 89 |
| (7) 災害弱者対策検討ワーキンググループからの提言書（中間報告） | 103 |

第1章 計画の概要

1. 目 標

2001年（平成13年）1月、2000年度（平成12年度）から2004年度（平成16年度）までの5か年間で計画期間とする国立市第二次地域保健福祉計画が策定されました。計画の内容は、高齢者福祉、児童福祉、しょうがいしゃ福祉、保健、共通する課題の5分野でした。その後、2003年（平成15年）3月に「国立市子ども総合計画」が、2004年（平成16年）9月には「元気なくにたち健康づくり計画」が策定されました。

したがって、国立市第三次地域保健福祉計画では、児童福祉及び保健の分野を計画から除き、共通する課題及び高齢者保健福祉、しょうがいしゃ福祉及び地域福祉の3分野について策定することとしました。

(1) 高齢者保健福祉計画づくり

現在実施している、高齢者にとって住みやすく、生活を支えるためのさまざまなサービス事業の分析、あるべき方向、今後の施策、目標値などを盛り込んだ計画内容とします。

とりわけ、高齢者の健康づくり、社会参加、介護問題への対応など、高齢者を包括的に支援する保健・福祉・介護サービスについて、その現状、施策の方向及び目標を明らかにします。

(2) しょうがいしゃ福祉計画づくり

現在実施している、しょうがいしゃにとって住みやすく、生活を支えるためのさまざまなサービス事業の分析、あるべき方向、今後の施策、目標値などを盛り込んだ計画内容とします。

(3) 地域福祉計画づくり

現在実施している、高齢者、しょうがいしゃ、子どもや親、その他すべての市民が幸せに暮らせ、誰にとっても住みやすく、健康で生きがいのある暮らしができる地域づくりや必要なサービス事業の分析、あるべき方向、今後の施策、目標値などを盛り込んだ計画内容とします。

2. 背景

(1) 新しい福祉ニーズと新制度

この5～6年の間に、2000年度（平成12年度）に導入された介護保険制度に象徴されるように、新しい福祉ニーズに対する新しい制度が出されてきました。国民の負担を伴いながらも一定程度利用者の選択権と自己決定権を保障し、競争原理による福祉の活性化をもたらそうとしたものでした。

しかし、その後高齢者保健福祉の領域、しょうがいしゃ福祉の領域、地域福祉の領域においても、今後の福祉のあり方を規定する新しい制度が示されてきています。

2005年度（平成17年度）には、介護保険法が改正され、2006年度（平成18年度）から介護保険制度の見直しがされました。新しい介護保険制度は、高齢者の尊厳保持や予防という概念を明確にし、予防重視型システムに転換することによってその特徴がありますが、新制度をさまざまな角度から研究し、高齢者保健福祉の充実を図っていく必要があります。

2002年度（平成14年度）から導入された支援費制度もほぼ同様の考え方に基づいて示されてきたものでしたが、ホームヘルプサービスの急激な増加に伴う財政負担の大きさから公平化・効率化を図るために2004年（平成16年）11月には「グランドデザイン（案）」が示され、2005年（平成17年）10月「障害者自立支援法」が成立しました。新制度は、しょうがい程度区分の認定や認定審査会の設置、定率負担と所得に応じた月額上限の設定、重度しょうがいしゃに対する包括的報酬体系の導入、また移動介護サービスを地域生活支援事業に位置づけるなど大幅な介護給付内容の見直しが行われており、多くの課題が含まれております。

(2) だれもがあたりまえに暮らせるまちに

くにたちしだいさんじちいきほけんふくしけいかくは、くにたちし独自の計画を策定することにしました。この独自の計画を「だれもがあたりまえに暮らせるまちづくり計画」としました。

この計画には、だれもが国立の一市民として「自分らしい生き方を実現でき

るよう」、また、「暮らしのあらゆる面にわたって、共に出会い、育み合える差別のないまちでありつづけるため」の内容となっています。

3. 基本理念

ノーマライゼーションやインクルージョン、共生原理という考え方にもとづき、どんな人も自立し、社会に参加し、ケアを受け、人間としての尊厳が図られるような市民社会を目指します。また、自己決定が尊重され、自己実現を図ることができるような市民社会を目指します。

ノーマライゼーションとは、すべての支援を必要とする人たちが、差別されることなく、他の市民と対等・平等に存在する社会を目指し、そのような社会に変革していくことです。

インクルージョンとは、地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活したり、その実現のために社会資源を充実させ、市民のネットワークの力により、不利益を受けている人々も地域の中であたりまえに生きていくことです。

共生原理とは、いかなる少数派も尊重し、多様性を認め合いつつ共生しうる社会、他と異なる独自の価値観や生活様式をもつ少数派であることに互いに誇りをもっていきいきと生きられるようにすることです。

また、市民として対等・平等の権利が保障され、政治・経済・文化、さらには、教育・就労・医療など、社会のあらゆる分野への参加を実現し、幸せを実現できる市民社会を目指します。

そのために、不利益を受けている人たちの社会的不利や社会参加をはばむあらゆる壁（バリア）をなくし、物理的な環境や心理的な壁（バリア）を積極的に取り除いていけるように取り組んでいきます。

4. 骨子

(1) 市民の社会的権利の保障と権利擁護

ノーマライゼーション、インクルージョン、共生原理にもとづき、しょうがいのある、なしにかかわらず、ひとりの市民としての社会的権利が保障されなければなりません。また、不利益な扱いや人権侵害を受けたりすることがないように、権利擁護の視点をもって施策を推進・点検することが求められます。

(2) 積極的な地域社会への参加と自己決定の尊重

だれもが地域社会の一員として同じ価値と権利を持ち、活動できるような社会にしなければなりません。また、しょうがいのある人の自己決定の権利が尊重されなければなりません。

(3) 生活の質（人生の質・生命の質）の向上

一度しかない人生を、自立し、社会に参加し、ケアを受け、自己実現を図り、人間としての尊厳が保障され、より豊かに、充実感をもって、大切に送りたいと思っています。日々の生活を、安全に、快適に、人間らしく送りたいとも思っています。そのためには、その人らしい生活ができるように、環境を整えていくことが必要になります。社会の中にある様々な資源を利用できるようになることも必要です。自分の生活や人生を自分自身で組み立てていこうとする意思や自分なりの好みをもつということも必要になります。

さらに、必要な情報を提供し、相手の意思や好み、判断（決定）に十分配慮をしながら、合意の上、物事を進めていくことが必要になります。

(4) だれもが自由に出会い、学び、活動できる社会づくり

市民参加、ボランティア活動など市民との協働活動を通して、だれもが自由に出会い、学び、活動できる社会づくりを行っていくことが必要です。

交通機関や建物などの物理的な壁、しょうがいのある人々は特別な存在であるという心理的な壁、情報面での壁、自分たちの問題を検討するための政策立案に加わる点での社会的・制度的な面での壁など、あらゆる壁を取り除き、しょうがいのある、なしに関係なくだれもが等しくあらゆる分野で自由に出会い、学び、活動できる社会を目指していくことが必要です。また、特定の人たちの壁を取り除いていくだけではなく、だれにとっても快適なまちづくりや施策を進めることが必要です。

5. 方向

(1) ノーマライゼーションの考え方の具体化と福祉のまちづくりを推進します。

① だれもが地域で地域の資源を利用し、すべての市民があたりまえに生きていける共生社会を目指します。

② 市民・行政・事業者が協働して福祉のまちづくりを推進し、地域の住民

かつどう かつせいか こうれいしゃ じどう がいこくじん しゃかいてき こま
活動を活性化して、しょうがいしゃ、高齢者、児童、外国人、社会的に困
ている人たちを含めたネットワークを形成します。

あわせて、そのような当事者が、福祉政策決定や立案に参画できるよ
うにします。

(2) 自立を支える生活支援サービスの充実を図ります。

① 生まれた時から高齢になっても地域での援助・支援を受けて生活できる
ようにします。

② どんな人たちにも対応できるだけの質と量を伴った福祉サービスを
提供し、生涯を通じて多様な暮らし方が選択でき、自立を支えることが
できるシステムづくりと24時間対応できる相談体制を含む総合的ネッ
トワークの形成を目指します。

(3) 自立生活を実現させるための教育と活動、就労支援の充実を図ります。

(4) 保健・医療・相談機能の充実を図ります。

(5) 社会参加を促進します。

① だれもが自分らしさを発揮し、誇りと生きがいをもって、楽しく生きら
れる社会をつくりまします。

② 精神しょうがいしゃの地域生活支援のための施策を推進します。

6. 性 格

(1) この計画は、国立市基本構想に掲げるまちづくりの目標を保健・福祉分野
から具体化する計画であるとともに、市民や民間諸団体、行政が国立市の
保健・福祉を推進していくための指針となるものです。

(2) この計画は、1994年度(平成6年度)に策定した「国立市第一次地域保健福祉
計画」並びに2000年度(平成12年度)に策定した「国立市第二次地域保健福祉
計画」を継承するとともに、時代の変化に応じて修正・発展させたものです。

(3) この計画は、老人福祉法および老人保健法に基づく「市町村老人保健福祉
計画」の内容を含み、「国立市介護保険事業計画」と一体のものです。

(4) この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」の内容を含む
ものです。

(5) この計画は、「国立市次世代育成支援対策行動計画」を踏まえ、計画上の調和を図り、推進するものです。

(6) この計画は、「東京都地域福祉推進計画」における「区市町村地域福祉計画」に相当するものです。

(7) この計画は、「国立市第四期基本構想第一次基本計画」を上位計画とし、可能な限り財政的裏付けをもった計画として策定するものです。

7. 期間

2005年度（平成17年度）を計画策定の準備期間とし、計画の期間は、2006年度（平成18年度）を初年度とする2010年度（平成22年度）までの5か年間とします。ただし、2008年度（平成20年度）には見直しを行うものとします。

| 平成18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|-------------------|------|------|------|-------------------|---------|------|------|------|------|
| 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
| 第四期基本構想 | | | | | | | | | |
| 第一次基本計画 | | | | | 第二次基本計画 | | | | |
| 第三次地域保健福祉計画 | | | | | | | | | |
| 第三期介護保険事業計画 | | | | | | | | | |
| 子ども総合計画 | | | | | | | | | |
| 元氣なくにたち健康づくり計画 | | | | | | | | | |
| 次世代育成支援対策行動計画(前期) | | | | 次世代育成支援対策行動計画(後期) | | | | | |

8. 推進体制

計画の推進に当たっては、市民および関係当事者が参加した「地域保健福祉施策推進協議会」を設置し、本計画に掲げる各種施策の進捗状況等の把握・点検・推進をしながら、さらなる課題解決へ向けての検討を進めます。

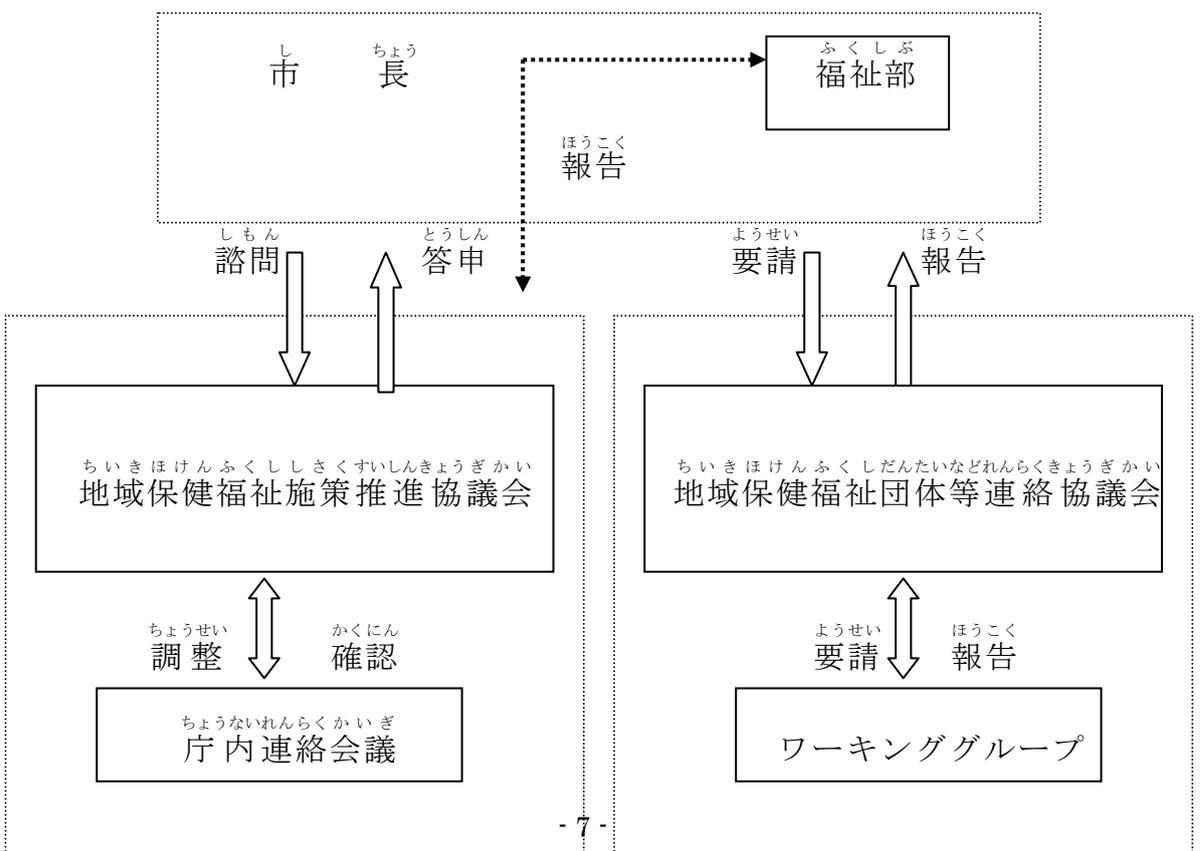
また、計画を実行するために、市長からの要請を受け、検討、調整機関として「地域保健福祉団体等連絡協議会」を設置し、その中の「ワーキンググループ」において、さまざまな個別課題の検討を深めることで、当事者の立場に立った施策の展開を図ります。

「地域保健福祉団体等連絡協議会」は、「ワーキンググループ」でまとめられたものを市長に報告します。

「地域保健福祉団体等連絡協議会」を通して市長に報告された「ワーキンググループ」の検討結果は、「地域保健福祉施策推進協議会」に報告され、地域保健福祉施策推進協議会の点検・推進の検討課題とします。

さらに、庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策が進められるよう、「庁内連絡会議」を開催します。

推進体系図は下記のとおりです。



9. 構成

第1章では計画の概要、第2章から第5章までは「共通する課題」「高齢者保健福祉」「しょうがいしゃ福祉」「地域福祉」の4つの分野にわたって取り組むべき施策を述べています。また、各章ごとに、

- ・ 目標、現状と課題、施策の方向、施策一覧、施策体系図、個別施策に分けて述べています。

10. わかりやすい計画版の作成

本計画書は、しょうがい当事者向けの「わかりやすい計画版」を作ることとしています。「わかりやすい計画版」は、しょうがいしゃ等に幅広く活用されるよう発行されます。

また、高齢者にとって読みやすくするため、可能なかぎり印字を大きくしました。さらに、しょうがいしゃ等への配慮から極力、振り仮名を付しました。

11. 施策体系図

